

# 三重県私費海外留学生奨学金 Q&A

## 正規留学生・学校間協定留学生共通

Q 平成31年度の募集は、いつから留学を開始する人が対象となりますか？

A 新たに留学を予定している方は、2019(平成31)年4月から2020年3月までに留学先の大学等の正規課程の授業を開始する方が対象です。また、2019(平成31)年4月以前に既に留学している方で、正規留学生の場合は2019(平成31)年4月以降おおむね1年以上、学校間協定留学生の場合はおおむね6カ月以上、海外の大学等に在籍予定の方も対象となります。

Q 提出する書類は、手書きでないといけませんか？

A パソコン等で作成印刷したもので結構です。

Q 留学先の大学の1年生に在籍しています。成績証明書は、どの時点のものを提出すればよいですか？

A 留学先の大学の1学年分の成績証明書を提出してください。応募時に学年の途中であり、留学先の大学の1学年分の成績証明書を提出できない場合は、最終学歴のものを提出してください。

Q 提出書類の「留学先の大学等において使用する言語の能力を証明する書類」とは、どのようなものですか？

A 英語圏への留学の場合、TOEFL、TOEIC、英検、IELTS 等の結果を、スペイン語、中国語、ドイツ語等は、それぞれの語学検定の結果を提出ください。それらの証明書類がない場合は、留学先の大学等から、「留学先の大学等において使用する言語能力を有する」という内容の証明書を発行してもらってください。

Q 日本語以外で記載されている書類は、プロによる正式な翻訳文が必要ですか？

A 応募者ご自身による翻訳でかまいません。

Q 面接選考は必ず受験しなければなりませんか？

A 書類選考に合格された全員を対象に、面接選考を実施します。必ず受験してください。当日欠席の方は、審査対象になりません。なお、面接日の変更や電話による審査は、実施していません。

Q 三重県私費留学生奨学金受給決定時に他機関からの給付型の奨学金受給が決定している場合、併給できますか？

A 併給はできません。他機関および留学先の大学等から給付される奨学金(※)を受給する方は、本奨学金支給の対象外となります。※ただし優秀な成績を修めている方に対する授業料の減額に相当する奨学金を除きます。

## 正規留学生

Q 応募資格の、「正規課程」とはどのような課程ですか？

A 正規課程とは、学位を取得できる専門分野の勉強・研究を指します。語学留学、聴講生、研究生、コミュニティーカレッジ、ディプロマコース、ファウンデーションコースへの留学は対象となりません。

Q 留学している大学の授業料は無料(又は全額免除)です。応募資格はありますか？

A 奨学金は、授業料相当額を支給します。そのため、授業料が無料または全額免除となっている場合は、支給対象となりません。

Q 留学している大学の授業料が、今学期は全額免除になりました。応募資格はありますか？

A 応募資格はあります。ただし、奨学金の支給は、授業料が対象です。そのため、授業料が全額免除となっている期間は、奨学金の支給はありません。

## 学校間協定留学生

Q 交換留学協定書とは、どのような書類ですか？

A 交換留学協定書とは、在籍する国内の大学と海外留学先大学との協定書になります。在籍している大学の教務課、留学担当課等にお問い合わせください。

**参考** 過去3年間の本奨学金応募者数、および合格者数は次のとおりです。

年度	奨学生区分	書類選考 対象者数	書類選考 合格者数	面接選考 受験者数	面接選考 合格者数	給付人員
28年度	私費海外留学生	7名	5名	5名	3名	10名以内
	学校間協定留学生	7名	7名	4名	0名	
29年度	私費海外留学生	19名	4名	3名	3名	5名以内
	学校間協定留学生	4名	2名	1名	0名	
30年度	私費海外留学生	11名	8名	8名	4名 (うち1名辞退)	5名以内
	学校間協定留学生	0名	0名	0名	0名	